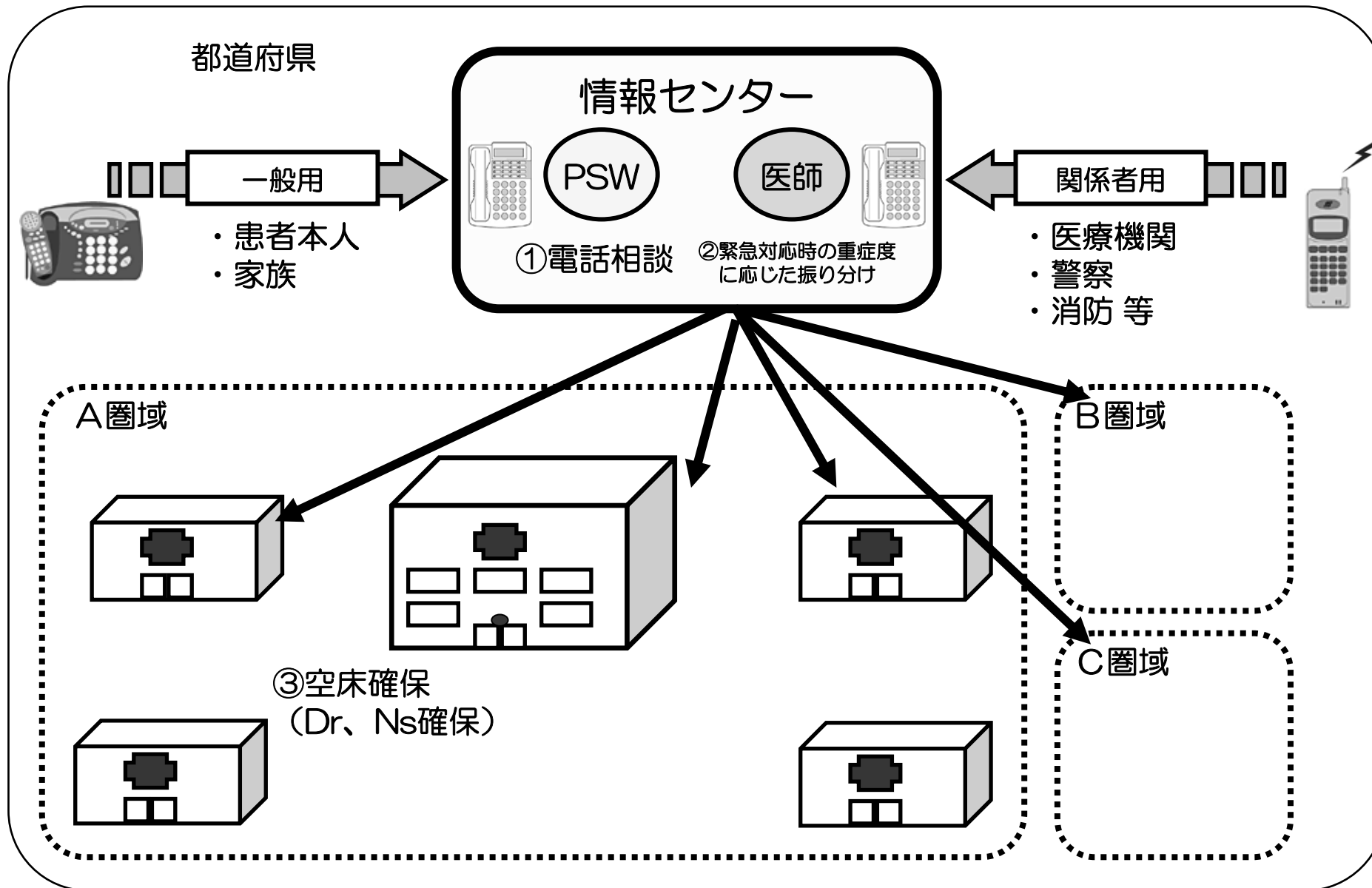


体制のイメージ



精神障害者保健福祉手帳制度

概要

一定の精神障害の状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

交付対象者

次の精神障害の状態にあると認められた者に交付する。

精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。

1級：精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級：精神障害であって、日常生活が著しく制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級：精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

手帳に基づく主な支援策

- ① 税制の優遇措置
- ② 生活保護の障害者加算
- ③ 生活福祉資金の貸付
- ④ NTTの電話番号無料案内
- ⑤ 携帯電話の使用料割引
- ⑥ 公共交通機関の運賃割引や公共施設の利用料割引等

交付者数

(平成18年度末現在)

総数	1級	2級	3級
404,883人	73,810人	248,102人	82,971人

「活動」について

地域生活支援事業

地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい各般の事業について、地域生活支援事業として法定化

(市町村の地域生活支援事業)

- 市町村が取り組むべき事業として以下の事業を法定化
 - ・ **相談支援、コミュニケーション支援(手話通訳等)、日常生活用具の給付等、移動支援、地域活動支援**
- 都道府県は、地域の実情を勘案して、市町村に代わって上記の地域生活支援事業を行うことができる。

(都道府県の地域生活支援事業)

- 都道府県は、特に専門性の高い相談支援事業等の広域的な事業を行うほか、サービスの質の向上のための養成研修等を行うことができる。

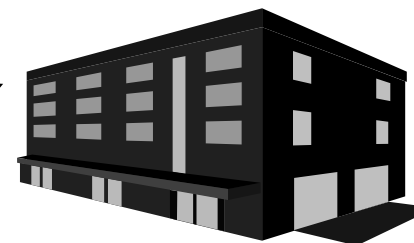
○ 市町村及び都道府県は、障害福祉計画において、地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項を定める。

○ 国は、予算の範囲内において、市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業の実施に要する必要の2分の1以内を補助する。(都道府県は市町村に4分の1以内を補助する。)

小規模作業所の移行イメージ ～多様な選択～

介護給付・訓練等給付事業

生活介護事業・自立訓練事業・
就労移行支援事業・就労継続支援事業等



利用定員20人以上※

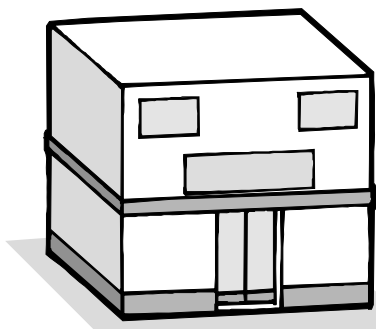
※ 平成20年度までに最低定員を満たすことが
可能な場合は、利用予定者数が16人以上で可。

障害福祉計画に基づき
計画的に移行

新事業体系の ポイント

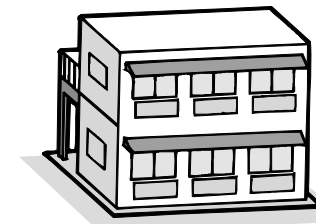
- ☆ 三障害共通の事業も可能
- ☆ 社会福祉法人でなくNPO法人等でも可能
- ☆ 一定の設備・人員の基準を満たすことが必要
- ☆ 空き教室・空き店舗の利用も可能なように規制緩和

小規模作業所



- ・複数の障害種別を受け止めているケース
- ・重度障害者の地域生活を支えているケース
- ・就労支援を本格的にしているケース
- ・利用者数・設備・法人格の有無は様々

地域活動支援センター (地域生活支援事業)



実利用人員おおむね10人以上

地域活動支援センターの位置づけと財源

現 状

【小規模作業所】

法定外の無認可施設

新 制 度

【地域活動支援センター】

第二種社会福祉事業

(NPO法人等の何らかの法人格が必要)

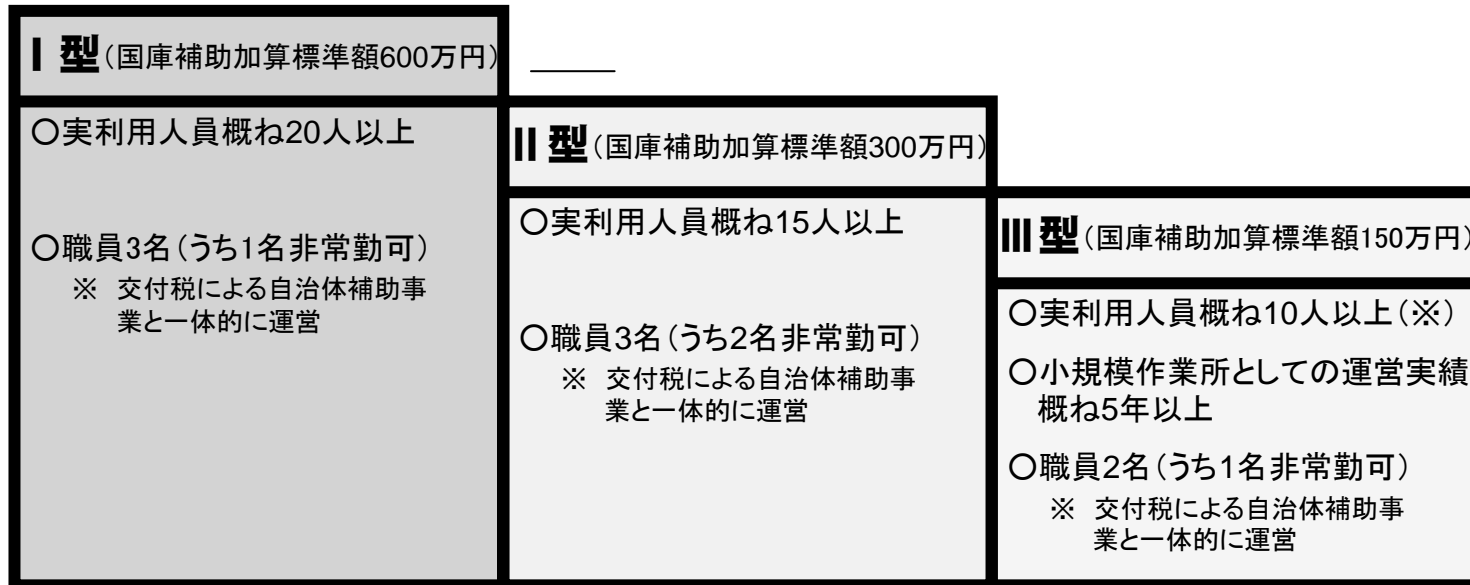
【財源】

- ・ 国庫補助(団体を通じて配分)
110万円/か所
2,255か所
(総額約25億円)
- ・ 地方交付税(都道府県、市町村)
平成17年度1か所あたり
平均600万円

- ・ 国庫補助(市町村を通じて配分)
600万円~150万円/か所
(事業費ベース)
4,200か所
(地域生活支援事業で対応)
- ・ 地方交付税(市町村)
(前年同額を確保)

地域活動支援センターの要件について（例）

地域活動支援センターは、地域生活支援事業として位置づけられたものであり、実際の委託や助成の内容については、市町村が地域の実情に応じて設定。



※18年度に限り、経過措置として5人以上も可

地方交付税による自治体補助事業（基礎的事業分）

- 補助額 600万円
（平成17年4月障害福祉課調査による自治体補助の実績平均額）
- 利用定員等の規定無し
- 職員2人以上(非常勤可)

- 国庫補助のない
- 小規模作業所に
- 対する自治体
- 補助事業

精神障害者社会適応訓練事業

概要

精神障害者を一定期間事業所に通わせ、集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力等の涵養を図るための社会適応訓練を行い再発防止と社会的自立を促進し、もって精神障害者の社会復帰を図ることを目的として、受託した事業者に対し、協力奨励金を支給するものである。

事業創設年度

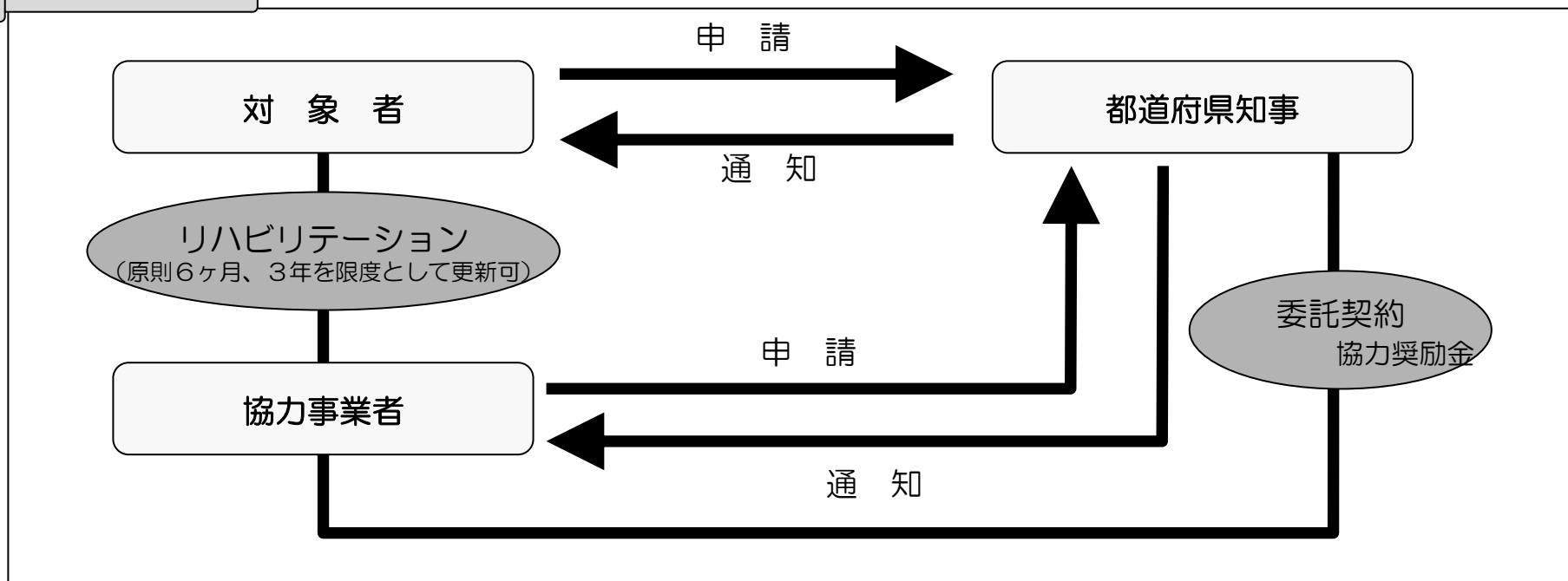
昭和57年度

実施主体

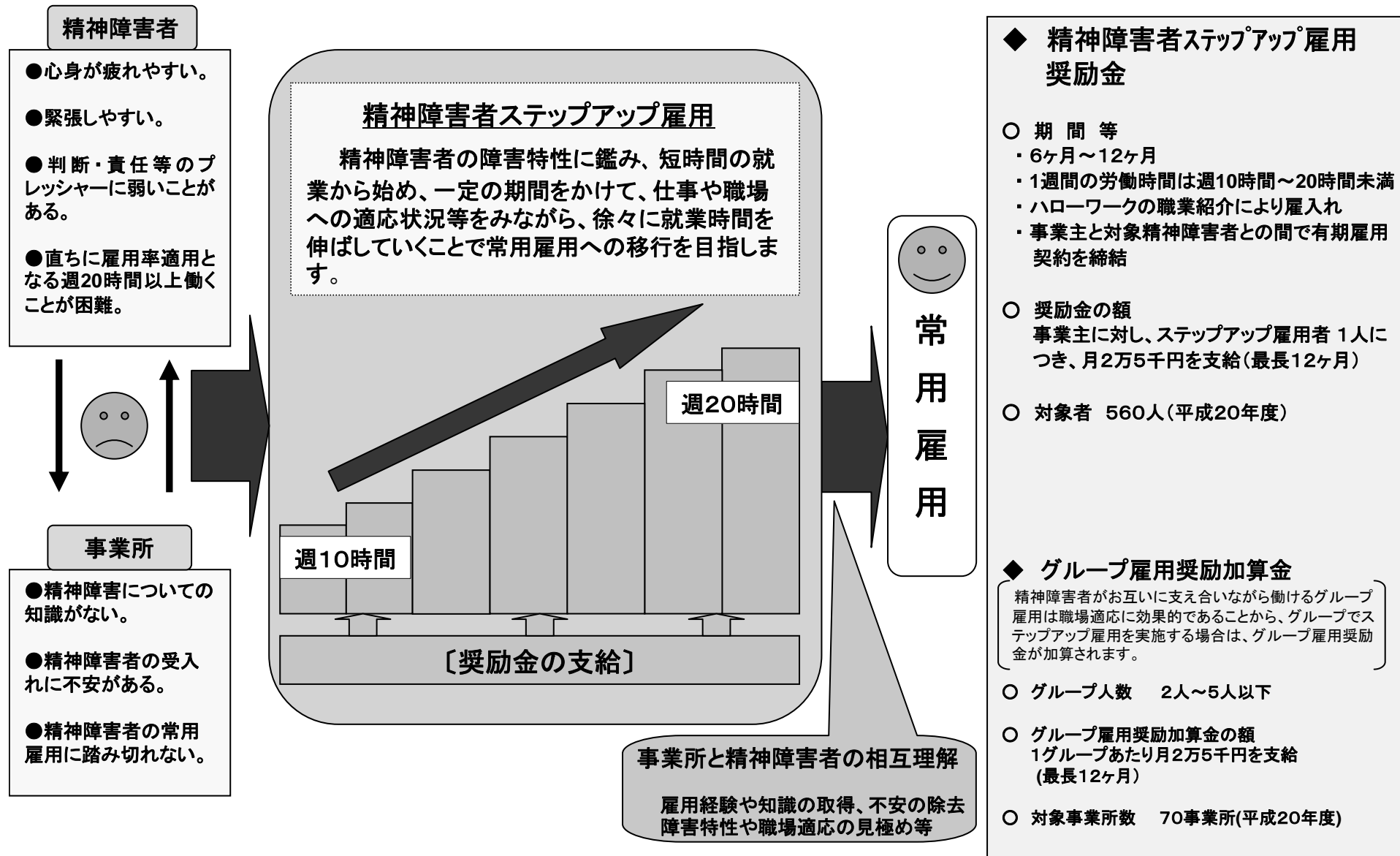
都道府県・指定都市

事業概念図

※ 平成15年度から一般財源化



「精神障害者ステップアップ雇用」による常用雇用への移行の促進



精神障害者総合雇用支援の実施

精神障害者については、①症状が不安定で再発しやすい、②医療面・生活面のケアが不可欠である等の障害特性があることから、事業主、医療機関、家族等と連携し、専門的かつ継続的な支援を行っていく必要がある。そこで、全国の地域障害者職業センターに、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置することにより支援体制を強化し、主治医等医療関係者との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して総合的な支援を実施する。

(1)雇用促進支援

- ・ 採用計画(職務内容、配置等)の立案等の支援
- ・ 基本的労働習慣の体得、不安の軽減・集団適応、コミュニケーション能力・対人対応力の向上支援
- ・ ジョブコーチの派遣による雇入れのための支援

(2)職場復帰支援(リワーク支援)

- ・ 職場復帰に向けたコーディネート(活動の進め方等の調整)
- ・ 生活リズムの立直し、集中力・持続力の向上、体調の自己管理、ストレス対処等の適応力向上の支援
- ・ リハビリ出勤(試し入社)による復職前のウォーミングアップ
- ・ 職場の受入体制の整備(復職計画の策定、上司・同僚等の啓発等)

(3)雇用継続支援

- ・ 作業能率、対人関係等、問題解決に向けた助言・援助
- 職場の支援体制の立直し、障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ・ ジョブコーチの派遣による職場適応のための支援
 - ・ 定期的なフォローアップによる問題の早期把握と長期的な定着支援

(4)精神障害者支援ネットワークの形成

地域の精神科医療、産業保健、福祉、雇用の関係者からなる精神障害者雇用支援連絡協議会を設置し、精神障害者の職業リハビリテーションに関する関係機関等との共通認識の形成等を図り、地域における精神障害者の雇用支援ネットワークを構築する。